

川越市民生委員児童委員協議会連合会とのタウンミーティングの概要

開催日 令和8年8月7日（金）午後6時から

会 場 第1・第5委員会室



意見交換の概要

1 民生委員児童委員のなり手確保

① なり手確保の方針等について

○発言者

昨年の12月1日に委員の一斉改選がありました。この一斉改選で、3年前の改選のときには全国で1万5000人の欠員だったのが、昨年の12月の改選時には2万人の欠員になってしまいました。川越市においても、54名の欠員ということで、非常に増えてきています。そういう意味で、なり手確保についての市の方向性をお聞きしたいというのが一点目です。

埼玉県でも、県議会から国に対して、なり手確保のための意見書を提出しています。また県の民児協の方からも、県知事宛に、なり手確保のための要望書を提出しています。その中で、なり手を確保するためにはどういう方向性が必要なのかということをお願いしています。川越市としてのなり手を確保するた

めの具体的な考え方等をお聞かせいただければと思います。

もう一つが、推薦機関の問題です。川越市では、各地区の自治会長が推薦者ということで行っています。現状のこの自治会長さんの推薦の方向で可能なのかどうか、あるいはこれだけではなくて別な方法等も考えられているのかどうか。この二点をまず質問させていただきまして、お話をいただきたいと思います。

○福祉部長

まずは、民生委員児童委員の皆さんにおかれましては、日ごろより地域福祉の現場におきまして、支援、また見守り活動に多大なるご尽力を賜りまして、心より感謝申し上げます。

ご質問のなり手確保の方針についてでございます。まずは民生委員児童委員の役割、重要性につきまして、地域の多くの方々に理解を深めていただくことが大事であると考えております。そのため、民生委員の業務の周知を進めてまいりたいと考えております。近年周知を行ったことといたしましては、令和6年5月号の広報かわごえにおきまして、民生委員の特集記事の掲載を行ったこと、また民生委員活動強化月間の5月には、庁舎内のモニターやシャトルバスのデジタルサイネージを活用し、民生委員の活動を周知する動画を放映しているところでございます。

さらに今後は、昨年の一斉改選に合わせて民生委員児童委員の皆様にご協力いただき策定いたしました活動紹介パンフレットを活用し、地域の方々へ周知することを検討しているところでございます。

また、今年度から欠員の地区を補完する委員の方々へ活動費を加算することといたしましたが、その他にも現任の委員の皆様の負担軽減、これを何かしら進めてまいりたいと考えております。

次に推薦方法の見直しについてでございます。他市の事例を見ますと、自治会だけに頼らない多様な推薦方法を考える必要があると認識しているところでございます。例えば、民児協会長様や、地区社協会長様からの推薦も可能としている事例もございます。また推薦準備会を設定している事例もございますので、こうした他市の事例を参考にしながら、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

○発言者

ありがとうございます。やはり、欠員が生じる原因というのがあるわけですね。その原因について少し考察をしてきましたが、三点ほど問題点があると思います。一点目が、推薦機関の問題点です。先ほど言いました、自治会長が

推薦するという、その問題性です。

二点目が、民生委員活動のマイナスイメージです。つまり、民生委員になると忙しいとか、民生委員になると大変だというようなイメージが結構あるんですね。そういう中で、実際は民生委員をやってみようかなと思っている人も、前にやっていた民生委員の人から「あんな大変なものをやるの」なんて言われてやめちゃったっていう人も中にはいるわけです。そういう点で民生委員に対するマイナスイメージ感、これも非常に大きいです。

もう一つは、民生委員を受ける側の問題です。本来なら若い方にもなっていたいていいわけですね。しかし、若い方は仕事を持っている、子育てもあるということで、民生委員になりたいけどなれないという部分もある。それらを考えていくと、市のホームページで広報していただいています、民生委員というのはどうあるべきかというところを、十分、住民の皆さんにわかってもらわないと民生委員はなかなかできないです。

あとは高齢化の問題です。県の方も既に上限をなくす方向にあって、何歳でもいいというような方向性です。全国では90歳の方でやっている人もいます。民生委員を90歳でやることは、非常に大変ですね。民生委員のあり方というのを今後見ていかないと、いつまでも改選の度に欠員が起きてしまうということになります。市としての方向性を、ぜひ皆さんで考えていただきたい。よろしく願いいたします。

2 民生委員児童委員のなり手確保

② 一斉改選での欠員について

○発言者

先ほどの話題のとおり、一斉改選で欠員が生じています。これは自治会長が推薦ということで、自治会でも市からの再度の委員の依頼とか、欠員のあるところに対して、自治会に対して再度推薦をしてほしいという呼びかけ等もやっ
てはいただいていると思うんです。ただ、昨年12月1日時点で54名の欠員。これが今年の7月1日現在で30名なんですね。この間に、24名は何とか埋められたが、ただ30名がいまだに欠員という状況にあるわけですから、この欠員の部分に対してどのように市の方で指導いただいているのか、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

○福祉部長

欠員が生じている自治会への依頼についてでございます。

欠員が生じている地区の自治会長に対しましては、福祉推進課の職員が自治

会長のご自宅に訪問いたしまして、改めて候補者選出のご依頼をさせていただいているところでございます。現在の欠員が生じている地区が23地区ございまして、そのうち10地区を訪問しているところでございます。

これはちょっと当初の予定より訪問が遅れているところでございますが、9月中には全ての欠員地区を回りまして、再度依頼をしてまいりたいと考えております。訪問の際には、選任に向けての取り組み状況を確認することや、その他にも60代、70代でも就労している人が増えていることなどの課題について情報共有させていただいているところでございます。

先ほどお話がございました通り、民生委員の皆様からのご協力もございまして当初、54名の欠員が現時点におきましては30名の欠員となっております。ご協力本当にありがとうございます。引き続き欠員の解消が図られるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○発言者

自治会と市の関係について、過日の市議会で、議員さんが一般質問をされていました。この件に関して、副市長さんがお答えいただいています。自治会加入を促進するための条例制定について、他市の取組を参考にしてみたいというお話でしたけれども、自治会長が推薦をしているわけですから、自治会に加入してないと駄目ですね。ここが非常に、民生委員を推薦する上でも問題が起きる。市内には自治会のないところもあります。自治会のないところは自治会長の推薦がされないことになり欠員が生じる。自治会長以外で推薦できる人がいるのかどうかということを考えていただきたいと思います。

また、県の民児協から知事宛の要請書では、地域に対する貢献活動をする職員には、特別休暇を与える条例を作っていただいてもいいのではないかという提案内容も含んでいます。そういう考え方もあるわけです。それくらい、とにかく欠員を何とか無くしていかなければならないということです。

このことについて、市の考え方をお聞きしたい。自治会加入促進の条例化というのは、可能なのでしょうか。

○市長

そういったことも一つの方法として、調査研究していく必要があるかなとは思いますが。自治会の方々とタウンミーティングもやっておりますけれども、本当に加入者がいないということで悩んでおられます。この点についてもいろいろな方法で、できるところから取り組んでいる状況ではございます。それが民生委員児童委員の選任にも響いているということを今回改めて自覚させていただきました。地域貢献活動に対する休暇といった面白いご提案もいただきま

して、ありがとうございました。

○副市長

自治会の加入の促進条例につきましては、調査研究したいということでお答えをしております。実際に全国でもそういった事例、理念条例ですが定めているケースもあります。自治会の方も同じような課題を抱えていますので、そこを検討する必要があると考えます。

推薦が今は自治会だけという点につきましては、実際できるかどうかはともかくとして、例えば商工会議所などの経済団体に働きかけることや、川越市にも大規模マンションが多く建設されていますので、そういったところの管理人や管理会社にお問い合わせできないかなど、いろいろ考えられることがあると思いますので、できる部分について考えていきたいと思っております。

民生委員は、もう本当にだいぶ前に 100 周年もやっていますし、非常に歴史が長くて、地域になくてはならない活動をしている方だという認識は当然ございます。なり手不足の解消については、人生 100 年時代だからもっと上までいこうとか、どちらかという選任要件を緩めてという方向性かと思いますが、それ以外の部分でも、担当課と相談しながらできることをやっていきたいと思っています。

○発言者

ありがとうございます。県議会の要請の中には、民生委員は無報酬となっていて、活動費としては出されていますが、これをもっと充実させなければいけないという要請もしていただいているんですね。報酬という考え方になるのかどうかわかりませんが、これも一つ方向性としてあるのかなということをお話させていただきます。

○副市長

民生委員はボランティアということになっていますけれども、民生委員法で無報酬ということが明確にうたわれているので、それで活動費ということで実費を支給させていただいているというのが実情です。そこはご理解いただければと思います。

3 民生委員児童委員のなり手確保

③ 仕事をしながらの民生委員活動について

○発言者

霞ヶ関地区で民生委員をしておりますが、霞ヶ関地区も 4 名の欠員があります。今回は、新しい方、若い方にも民生委員になっていただいているんです

が、やはり仕事をしながら民生委員をしていただいている方が結構増えてきていると思います。

そうした中で、仕事と民生委員の活動が両立できるような環境を整えていかなければ、この3年間、ただきつかったという気持ちで過ごしてしまうのかなと思っております。例えば、勤務先に地域内における民生委員活動の必要性というものを、市から周知などをお願いしたいと思っています。市として今どのようにお考えなのか、お聞かせいただければと思います。

○福祉部長

仕事をしながらでも民生委員の活動ができる支援ということでございますが、現在、民生委員児童委員の約5割の方が仕事をしながら活動していただいているところでございます。こうした状況に鑑みますと、勤務先に対しまして、民生委員活動に一定のご理解をいただけるような支援をしていく必要性を感じているところでございます。

例えば、民生委員の方の勤務先に、民生委員の活動に参加できるように協力の依頼の文書を送付するとか、また民生委員の方の勤務先に限らず、地元の企業さんにもご理解いただけるように、川越商工会議所を通じまして、民生委員さんの活動紹介パンフレットを各事業所に対して配布することなどを検討しているところでございます。

また、仕事をしながらでも活動しやすくするための方策といたしましては、活動報告書の提出のデジタル化、会議のオンライン化といったことも考えられるのかなというふうに考えております。具体的な方策につきましては、他市の先進事例を参考にするとともに、民生委員の皆さんのご意見を伺いながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

○発言者

商工会議所へお話をしていただいているということで、非常に心強いんですけども、基本的には民間の会社に勤めている方が民生委員で活動に出たときに、地域貢献活動をしているということの重要性を、やはり企業の方々にわかってもらう必要があると思います。それによって民生委員として活動している場合の特別休暇ということにつながっていくと思うんです。これは民生委員だけでなく、先ほどの自治会の問題もそうです。また、こども会、あるいは育成会の役員もいなくなってきました。PTA協議会も県のP連が既に解散しています。その地域での活動をするという人たちがだんだん少なくなっていて、要するに荷が重くなっている。

そういう意味で、うちの会社は地域貢献活動をしている人がいっぱいいるん

だよというような方向性を作っていただければ、非常にいいのではないかと思います。

それと、私も行政書士をやりながらやっているんですけど、地域で行政書士をやっている方が他にもたくさんいます。行政書士だけではなく、司法書士や税理士もいる。そういった士業の方々も、地域貢献活動ができるような方向性として、行政書士会や司法書士会に、市の方から呼びかけをやっていただいてもいいのではないかと思います。そういうことをしていかないと、毎回同じような現状になってしまうというところに、非常に私達も危惧をしているところです。その点をぜひ今後の方向性として、働いている方も民生委員ができるんだよというものを確立していただく方向性を考えていただきたいと思います。

○福祉部長

地域の方に、事業者も含めてご理解をいただくような形で、市としても努めてまいりたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

4 民生児童委員活動と自治会活動

① 洪水ハザードマップの色分けについて

○発言者

熊本で地震があったばかりですが、水害のハザードマップにも目を向けていただきたいと思います。高齢者にとって、とても見づらい色分けなんじゃないかなということで、それをわかりやすいものにしていただきたいと思いますというお願いと、地震のハザードマップについては、今年、新しいものができておりますが、水害ハザードマップについては新しいものがいつできるかちょっとお聞きしたいと思います。

○建設部長

洪水のハザードマップは、河川の水位が上がったときに、避難行動を事前にご自身あるいは地域で確認をしていただく資料になるものでございます。お手元に配布いたしましたが、このハザードマップは、水防法という法律に基づき、国が定めたデータを基礎として、川越市に作成する義務があります。こちらは、2018年に一度作成しましたが、2019年、令和元年東日本台風の時に甚大な被害がこの川越市でも起こり、その際に、国や県が発表しておりますハザードマップの基本となる図面が更新をされたことをきっかけとして、2022年6月に作成したものが最新のものとなります。

今後これをいつ変えるかということにつきましては、基本的には、国や県が管理している洪水の基本的な図面、それが変わることが前提となると考えてい

ますので、現時点では、この 2022 年 6 月の更新版が川越市としては最新であり、今後一定程度の期間使うものと考えています。

○発言者

そのハザードマップの、私のところの山田地区を見ると、山田地区はもう全部色がついている。この色分けが非常に分かりづらいんですね。特に高齢の方がこれを見ても、非常にその色分けがわかりづらい。この前の台風の際には、入間川があと少しで水が出てしまうというような状況で、水害が起きる可能性があるわけです。山田地区では、浸水水位が 5m ぐらいのところもあります。そういう意味で、もう少し皆さんにわかりやすいものにしていただきたいと思います。

それと同時に、避難所の問題もあります。山田の場合は、山田小学校、中学校あるいは山田市民センター公民館が避難所になっています。ところがハザードマップを見ると、避難所に行くまでに水害になっているんです。避難所に行けないという現実がある。以前の台風の際には、避難所に避難したら、市内地域の皆さんが避難に来ていて、山田地区の人がもう入れないことがありました。そういう現実もありまして、警戒レベルは出たけど避難してくださいと言って避難できるような状況はないというのが今の状況なんですね。

そういう意味で、ハザードマップをもう少しわかりやすくしていただいて、もっと活用できるような方向性をぜひお考えいただきたいということで、再考というのはおこがましいですが、よろしくお願いします。

○危機管理監

ご意見ありがとうございます。日頃から皆様方におかれましては、防災行政にご尽力いただきまして誠にありがとうございます。

今年度、5 月 1 日から、実は埼玉県と協力体制を含めまして、耳で聞くハザードマップといったものの運用が始まり、本市においても利用が可能となりました。

この良さは、視覚に障害のある方だけではなくて、おっしゃる通り色に区別がつきにくいようなお年を召された方ですとか、いろいろなご事情の方も、耳で、音で、声でハザードマップを聞けるようなものでございます。ただ、残念ながらスマートフォンですとか、パソコンなどの環境がないとそれをご利用いただくことが不可能でございますけれども、そういったものも運用が始まったところでございます。

おっしゃる通り、ハザードマップ、それから避難所の複合的な情報の提供ということは我々も課題として認識しておりますので、引き続き検討してまいり

たいと思います。

○発言者

避難所の話ですが、第1地区はこの近辺ですと、川越小、初雁中の避難所がありますが、神明町地区は一番大きく1300世帯ぐらいあるのに、公的な施設は学校などを含めて一つ也没有。避難しようと新河岸川を渡って川越小、初雁中に行ったら、それこそ今のお話のようにもう満員という状況です。し、水が出てしまったら、高齢者はちょっと行くところがない。で、皆さん高齢の方たちどこ行くのって聞くと、結局公的なところがどこにもないから2階に上がってねっていうお話なんですけど、そうすると、何かがあったときに物資が届くことがなく不安です。それから、防災の訓練をしたくても、集まる場所が公園も一つもないんです。小さい公園はありますけれども、住民が集まって何かっていうことができないです。何かをやるにしても、ちょっと空いている駐車場を借りているような状態です。ですので、もう少しお年寄りが不安にならないように行けるような場所がないと、これから高齢者が多くなってきていますので、ちょっと考えていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

5 民生児童委員活動と自治会活動

② 自治会、近隣住民との連携について

○発言者

民生委員は日頃、65歳以上の一人暮らしの方の見回りをしております。熱中症が気になるこの暑い中も、皆さんいろんなところに何度も足を運んでいると思うんですが、その中で、施設に入ってしまったて空き家になっているとか、その空き家の草木がもうボーボーとなっていて郵便物がたまっているとかそういう状況をよく見たり、また皆さん民生委員に連絡してくるんですね。

でも自治会となかなかコミュニケーションができていないと、自治会にお願いできる部分もあると思うんですけど、結構、民生委員が背負ってしまうことが多いと、それはうちの自治会だけなのかもしれませんが、自治会長って何しているんだろうなってちょっと思ったりもするんですね。

ですから、できれば民生委員、自治会、そして近隣のコミュニティなどが、常日頃話し合いができていいと思うのですが、市の方ではどのようにお考えいただけるかなと思ってちょっと質問したいと思いました。

○福祉部長

近隣コミュニティとの連携についてのご質問ですが、民生委員児童委員の皆

さんにおきましては、地域の皆さんの身近な相談相手として、また相談内容によっては専門の支援に繋ぐ役割を担っていただいているところでございます。こうした活動を行うためには、地域との連携を深めていくことが重要であると認識しております。

そのための取り組みといたしまして、地区社会福祉協議会を中心として、地区別福祉プランを策定しております。その中で、地区の住民やその他各種団体、事業者等による支援、助け合い活動を支援するために、具体的な取り組み目標を定めております。

一例といたしまして、コミュニティソーシャルワーカー、地域で支え合い、助け合う仕組み作りを支援するいわゆる地域福祉の何でも相談員と呼ばれたりもしますが、このコミュニティソーシャルワーカーを各地区に1名配置しております。分野を超えた協力関係構築の促進を図ること等によりまして、さらなる民生委員と地域住民の連携強化を進めていく考えでございます。

○市民部長

日頃から安全・安心な地域づくりにご尽力いただきまして、誠にありがとうございます。おっしゃる通り連携はその地域の課題の解決ですとか福祉の向上にとりまして非常に大切なものであるというふうに考えておりまして、市といたしましては、地域において住民同士が顔の見える関係を築けるよう自治会等とご協力いただきまして、地域の様々な方々が世代を問わず、幅広く交流できる環境を目指しているところでございます。

民生委員児童委員の皆様ですとか、自治会など地域で活動されている他にもいろいろな団体等があると思うんですけれども、そういったところと連携していただいて協働することは、より良い地域コミュニティを維持する上で、地域全体で支え合う上で、不可欠なものというふうに考えております。

先ほど話題にものぼりましたが、自治会の加入の促進、自治会の加入率が減っていることですか、民生委員さんと同じですね、やはり役員のなり手がなかなかいないということですか高齢化というところも、自治会の方も課題がいくつかあるというふうに考えております。

そういったところも含めまして、地域の皆様でコミュニティを築いていただきながらお願いしたいと存じます。市民部としましては、自治会の支援ということにはなりますけれども、そういったところを踏まえて各種事業を考えてまいりたいというふうに考えております。

6 民生児童委員活動と自治会活動

③ 高齢者リスト、避難行動要支援者名簿の活用について

○発言者

高齢者リストと避難行動要支援者名簿については、毎年8月の理事会でその年の新しい名簿を預かって、次の月の9月に返却するというので、その資料情報を、コピーしたり書き足したりして、それぞれ民生委員が資料として持っています。8月3日の理事会で、新しい名簿をいただいた際に、担当課の方に今どれぐらいの自治会の方が個別避難計画を作って持っているのですかと質問しましたら、約300の自治会のうちの47%ということを知りました。残り53%の自治会が機能していないということです。避難行動要支援の全体計画ということで、それに基づいて同意書を毎年毎年私達が預かっているわけですが、民生委員1人では避難の行動支援というのはできないですし、自治会が主でないと、これはもう絶対にできないことだと思うんですね。

私達は資料を預かっていること自体がとても心に重いというか、本当に災害はいつ起こるかわからないし、今日本全国でいろんなことが起きていて、川越だけがいつまでも何もないとは思えないので、そのためにこういう準備もされていると思うんですが、自治会を通してのこの避難行動支援というのがなかなか進んでいないように思うので、新しく防災委員会を作るとか、いろんな角度から取り組んでいただきたいなというふうに思っています。

後ですね、2年か3年前に、2～300名の方をピックアップして、ケアマネジャーさんを通じて個別避難計画の作成を進めるという話を聞いたのですが、それがされているのか、されているのであればその進捗状況をお伺いできればと思います。

○危機管理監

まず、避難行動要支援者名簿と、個別避難計画につきましては、別々に整理をさせていただく必要があるということでございまして、まず避難行動要支援者名簿は、令和3年の法律の改正に基づきまして、市町村に作成する義務があるものでございます。それに基づきまして、民生委員の皆様方の他に自治会長にもお渡しをさせていただいているところでございますが、ご指摘の通り、その対象の範囲は私どもといたしましても課題だと認識しております。

民生委員や自治会長といった特定の方だけが、複数の支援を必要とする方々を支えるということは大変負担が大きいのではないかと考えておりますので、今後そういった対象の範囲を広げていけるかどうか、引き続き検討していきたいと思っております。

それと個別避難計画の関係でございましてけれども、介護支援専門員、いわゆる

るケアマネジャーの方々にもいろいろと協力をいただいております、少しずつでございますけれども、作成の対象の範囲を広げられるように、日々職員一人丸となって頑張っているところでございます。そうは言っても、やはり個別避難計画の作成の必要性を、対象となる方々に認識していただくところから始めるを得ないという状況でございますので、なかなか進みが悪い状況ではございますけれども、引き続き推進していきたいと思っております。

今、具体的に対象者が何名かというのは、手持ち資料がございませんので、ちょっとこの場で人数を明確に申し上げることはいたしかねますけれども、後日事務局を通じて時点を区切って、現在作成している対象者の人数をご提供差し上げたいと考えております。ご理解を賜ればというふうに思います。

○発言者

個別に支援者を設定して組んでいくのかなとは思いますが、設定するときも地域の協力がないと、遠くからは助けには行けないし、そういう話が地域に全然おいてなくて、ケアマネさんもその地域の人がやっているわけではなくて、よそから来てる方がやるってということで、地域の協力もなくて、どうやってケアマネさん、組んでいくのかなっていうのがすごく不思議で、もう何年か経っているので、1件でも2件でもそういうのが組めたのかなって思って、ちょっと今回聞いてみたかったかなと思います。

○危機管理監

先ほど来申し上げている通り、民生委員さんの皆様方だけで支援するとか、あるいはケアマネジャーだけで支援するとか、そういったことではなくて、従前から、地域で包括的に支援していくということが、我が国を挙げて必要なことだというふうに認識しております。いろいろな多職種の連携ですとか、いろいろな支援組織との連携ですとか、そういったものも視野に入れながら今後進めていきたいというふうに思っています。

あと先ほど私の方でご案内した耳で聞くハザードマップの情報も、数字と合わせて事務局を通じて、できれば本日ご列席の皆様方にご提供差し上げようと思っております。よろしくお願いいたします。

○発言者

ありがとうございます。もう一点、50%以上の自治会が預かっていないというのは、理由は何か聞いていますでしょうか。

○危機管理監

国が、避難行動要支援者名簿の作成ですとか取り扱いに関する指針等も出していますけれども、そういったものの中でも包括的に言われているところは、

やはり 1 人の方が担うということの負担の重さですとか、あるいは個人情報の取り扱いの問題ですとか、様々な複合的な理由があるように伺っております。

○発言者

避難行動要支援者名簿の場合は、75 歳以上の人に書類が行って、そこで私の情報出してもいいですよって同意をもらわなければならない。また、先ほど話もありましたけど、自治会に加入していない人もいる。そのあたりが課題になっているのかなと思います。

先ほどの 200 名についてのフィードバックは、できれば早いうちにいただければというふうに思います。

7 高齢者問題

① 高齢独居者の転居について

○発言者

2 年ぐらい前、高齢者が転居するときに、なるべく自分が住んでいたところの近所に転居したいという希望があって、自分でも探したんですけどなかなか見つからなくて、地域包括さんと社協さんが加わってくれて、結構必死に探したんですけど、やっぱり独居の高齢者を受け入れる物件がなかなかなくて、そういう方を受け入れると、アパートにしても借家にしても、何かあったときに困るということは気持ち的にはわかるんですけど、なかなか後ろ盾がないと、見つけることが難しいです。

住み替え家賃の補助とか、住宅確保の支援金給付金とか、お金の面では結構支援があるみたいですけど、以前にテレビで、市が見守る体制をつけて、それで転居先を探すっていうのをちらっと見たんですけど、やっぱりそういう何か改善の方法があるといいかなっていうことを、すごくその件で感じましたので、何かあれば教えていただきたいなと思いました。

○福祉部長

本市におきましても、高齢単身世帯は増加傾向にあります。中でも身寄りのない高齢者への対応につきましては、国においても、課題と捉えているところでございます。

ご質問の高齢独居者の転居につきましては、まずユープレイス 3 階にございます、福祉総合相談窓口にご相談していただくのも一つの手かなと思っております。転居の問題だけでなく、相談者の生活状況を含めてお伺いして、高齢、障害、自立等の各機関が連携して、相談支援をさせていただければと思っております。

また、高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅といたしましては、ご存知かもしれないんですけど、セーフティネット住宅の活用も選択肢の一つとして、検討していただければと思います。埼玉県内ですと、川口市に1件ございまして、川越市にはちょっと該当がないというところがございまして、近所に転居希望という今の話でいうと、なかなか見つからなかったかなと思っております。

あと、市内には、家主と高齢者の間に入って入居後の見守りや家賃債務保証などのサポートを行う、高齢単身世帯でも安心して入居できる環境づくりを担っている居住支援法人というものがございまして、こういったところを活用するのも一つの方法と考えております。

○発言者

ありがとうございます。いろんな方法があると思うんですけど、結局はその方は、社協さんも地域包括も動いても見つからなくて、施設に入所したという結末でした。

○発言者

今の問題ですが、前回2年前にやったタウンミーティングのときにも、空き家の対策ということで話が出ました。その当時のご回答では、市内での空き家の戸数は1,700戸ということでした。今はどのくらいあるかわかりませんが、そのような空き家の活用という考え方も一つあるのではないかなというふうに思います。

前回、ハードルが高くてなかなかできないという話はあったんですけど、本当に空き家が多いですね。高齢者の転居の問題もそういう点も含めて考えていく必要もあるのかなと思います。現在、大体どのくらい空き家があるか、わかりますか。

○市民部長

1,700戸程度あるというのは、令和3年時の調査でございました。それから5年経ちまして今年度、また空き家の調査を実施いたしますので、最新の情報はこれから今年度中にはわかるというところです。

○発言者

もっと増えているのかなというふうには私は思いますけれども、それらも含めて包括的にこの問題を考えていかないと。特に貧困の高齢者は、移ろうと思ってもお金がなくて移れない。そういう現実もあるんですね。それらを考えれば、やはり前回出された空き家の問題も含めた総合的な考え方で、高齢者の対策を進めていくことも必要なのではないかというふうに思います。意見として

述べさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

8 高齢者問題

② 救急キットの活用について

○発言者

救急キットについてなんですが、民生委員は、要望があると高齢者のところに救急キットを配布しています。シールが玄関とか冷蔵庫に貼ってあると、何かあったとき救急隊員も結構それを見て、活用するというお話も聞きました。私も地域で配っていますけど、なかなか使ってくれてないっていうのか、使いましたかって聞いても、どこかに置いたままで使っていないと言われます。それで、私も使ってみたんですけど、冷蔵庫に入れると、丸いのでころころ転がっちゃって使いづらい形かなと思います。

また、何日か前に、新しい高齢者のお宅に訪問した際に、ヘルパーさんがいて、ヘルパーさんから救急キットの活用のすすめがあったんですけど、ヘルパーさんは、自分が市役所にもらいに行ってもくれないから、民生委員さん通さないともらえないのよねっていう話がありました。

やっぱりああいうものはもう何年も経っているので、民生委員だけが配るっていう形じゃなくて、ある程度皆さんが設置しやすいような方法に少しずつ見直していてもよいのではと思います。

ちょっと前の視察研修先の市町村は、もう誰でも出張所みたいなところとか市役所でもらえるという話を伺ったので、その方がより皆さんのところに設置できるんじゃないかと思うので、もうこれある程度配布期間も経っているので、見直していただければと思います。

○発言者

神奈川県藤沢市では、ごみカレンダーを毎年全戸配布するんですが、そのときに一番後ろの2ページを使って、安心見守りカードを全世帯に配布しているということを聞きました。あと、ホームページからも印刷できるようになっているということで、高齢者に特化しないで、全ての世帯、どの人にも市民の方に安心見守りカードは手に入るようになっているということなんですね。その安心見守りカードは、折りたためば、銀行のカードぐらいの大きさになって、外に出たときに持ち歩けるように携帯用に作ってあります。

高齢者が遠くに行ったり、どこか歩いていて具合が悪くなったときに、なかなか身元がわからなくて救急車を呼んでもどこの病院に行っていくか、搬送に時間がかかったということを聞いて、それを参考に、外出時に、いつもバッグ

に持ち歩けるような小さいものを作ってみようということで、4地区と5地区あと川鶴地区で、夏の前に、いち早く高齢者の皆さんに配ったんですね。もちろん救急キットもとても役立っていると思うのですが、外に出たときに自分の情報を持っている方が、もっと大事なのかなと思います。できれば川越市も健康づくりスケジュールとかごみカレンダーとか、全世帯に配布するものがあるので、その最後の1ページだけでもいいので、携帯できるような緊急カードを全世帯に配布して、ホームページにその後ダウンロードできるようにしていただければ、みんなにも周知できるのかなと思います。民生委員としては、特にこの暑さ、高齢者だけじゃなく子供も熱中症とかいろいろ心配ですし、体のことはなかなかついていけないっていう人もいますので、そういうことをまずは試しにやってみましたので、市でもちょっと取り組んでいただければありがたいかなと思います。

○福祉部長

救急キットの活用についてと、藤沢市さんの取り組みである安心見守りカードについて本市でもできないかというようなお話が二点あったかと思います。

まず一点目なんですけれども、救急キットにつきましては、消防局に確認したところ、利用状況の実数については、把握していないということでございますが、独居の方のお宅に救急隊が駆けつけた際には、救急キットの有無を確認しているということでしたので、救急隊の方につきましては、認知度が高いものと考えております。また、本人とコミュニケーションが取れない状況でも、救急キットの活用によりまして、シートの情報が非常に助かったというようなお話は伺っているところでございます。救急キットにつきましては、川越市に限らず、埼玉県内でも多くの自治体が本市と同様の形態で配布していることから、救急隊だけでなく県民の皆様にもキットの形状や実施方法については慣れたいいただいているものと考えているところでございます。

ただ、今お話がありましたように周知の方法や配布の方法については、検討の余地があるのかなというふうに考えております。ご意見ありがとうございます。

もう一点の藤沢市でやっている見守りカードにつきましては、お話のあった通り外出の際に倒れたとき、身につけていただいていると救急隊等では有効であるというふうに考えられますので、そういった自治体の状況も踏まえまして、今後検討してまいりたいと考えております。

9 高齢者問題

③ 交通手段の確保について

○発言者

昨今高齢化が進み、市内各地でも免許を返納する方が多くなっているように聞いております。一方で、高齢者の足となるデマンドバスかわまるについては、ちょっと活用率が少ないのかなというような気がします。

利用にあたっては、かなり距離を移動しないと乗降場所までたどり着けない状況が見受けられております。そこで、乗降場所を増やしたり、利用者の集まりやすい自治会館などに乗降場所を移動するというのを希望します。そうすれば、高齢者の方が移動する手段として、自転車やシニアカーなどを置くことができ、かわまる利用の利便性が良くなるのではないかと考えております。

加えて、隣接の鶴ヶ島市で実施している「つるワゴン」というのがあるんですけれども、だいぶ利用しやすいと聞いております。鶴ヶ島市に確認したところ、デマンドバスなのかなと思っていましたが、デマンドバスではなくミニバン巡回車という形のものでございます。ですから、巡回バスのミニ版だということなんです。

活用率も大変良くて、市内循環バスとつるワゴンで連携していて、乗り継ぎもスムーズに移動できるという形になっているということです。鶴ヶ島市は面積規模の小さな市で、これを全て川越市に当てはめるとするのはなかなか難しいかと思いますが、今後、川越市でもデマンドバスもよろしいかと思うんですが、この巡回車みたいな形のものが活用できないかというようなことで、ご提案させていただきました。よろしくお願いします。

○都市計画部長

かわまるについては、年々利用が増えていまして、昨年度の利用者でいうと大体1万4500人ぐらいの方が利用していただいている、右肩上がりというような状況になっているところです。

市内では鉄道、それから民間の路線バス、これを補完する公共交通として定時定路線の川越シャトルを運行しております。また、シャトルが運行できないいわゆる交通空白地域を解消するために、事前予約制のデマンド型交通かわまるを運行しております。かわまるを運行することで高齢者をはじめとした交通弱者の移動手段の確保に努めているところでございます。

まずはじめに、かわまるの乗降場については、郊外の集落を中心に、約200m間隔で設置するというのが基本的な方針としてございます。現在中心市街地を除く三つのエリアで運行を行っておりますけれども、市内には368ヶ所の乗降場がございます。

先ほどご意見いただきました自治会館などへのかわまるの乗降場設置ですけれども、こちらにつきましては今年の1月に、乗降場の設置基準というのを新たに設けました。これまで設置ができなかったバス停300m圏内にある自治会館ですとか、川越シャトルの便数が少ない場所への乗降場設置を可能とする見直しを行ったところでございますので、自治会館などへの乗降場の設置要望につきましては、自治会を通していただく必要がございますけれども、交通政策課の方で扱っておりますので、後日になりますが、ご連絡させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、かわまるにつきましては、区域内の駅、商業施設、医療機関などに乗降場を設置しておりますので、鉄道の利用ですとか川越シャトルへの乗り継ぎは可能となっております。時間帯は限られますけれども、こういった利用もできるような形にはなっております。

今後ますます免許返納者が増加するということについては、市も認識しております。高齢者の移動手段の課題として捉えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

○発言者

せっかくの機会ですので、交通の手段の確保ということで、私の方からも、実は3年ぐらい前に、シャトルを見直すので、意見があったらお願いしたいという話があって、意見を出しました。私どもの古谷地区は、伊佐沼のすぐ東側の地域で、もちろん路線バスはないし、シャトルもなくて、見直しというときに、地区の高齢者何人かから話があって、ぜひ民生委員としてちょっと提案してほしいということで提案させてもらって、見直しで地域にもバスが通るかなと非常に期待していました。そうしたら、全く変わっていないということだったので、今の話ですと、シャトルの通らないところをかわまるでということではよろしいのでしょうか。

かわまるもなかなか予約が取れなくて不便という話も聞いたりして、ちょっと高齢者が移動するのに困っているということで、ちょっとその辺を改善していただけるのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○都市計画部長

伊佐沼方面につきましては、現在、川越シャトルの路線がございません。今後、少し先の話になりますけれども、南古谷駅の北口の開設事業を、都市計画部でやっているんですけれども、令和10年の春に北口が開設する予定です。そういった暁には、川越シャトルの見直しとして、例えば南古谷駅北口から医療センターに行くような新規路線といったものも検討しておりますので、伊佐沼

も近いですから、そういったところで、ご要望に応えられる可能性もあるということはお答えさせていただきます。

かわまるに戻りますけれども、先ほどご説明したように、民間の路線バスも川越シャトルも通ってない、いわゆる交通空白地域についての移動手段の確保ということで、デマンド型交通のかわまるを運行しているところです。ですから、現在は古谷の伊佐沼周辺の方については、デマンドのかわまるを予約していただいて、例えば医療センターですとか、南古谷駅への移動が可能となっておりますので、そういった使い方をしていただきたいと思います。

予約がなかなか難しいというご意見は多数いただいているところです。最初にも説明させていただいたように、この５年間でかわまるが右肩上がりです。利用者が増えています。そういった関係で、予約率は下がってきているというところは課題として捉えておりますので、こちらについても今調査研究しているところですので、よろしくお願いいたします。

○発言者

すみません。霞ヶ関北公民館が新しくできて、立派な建物ができたのですが、シャトルバスの停留所がそこにはないんですよ。そこは市民センターで、多くの皆さんがいらっしゃる場所なのですが、その停留所というのはいつ見直していただけるのかなってちょっと皆さんから聞くのですが。

○都市計画部長

ありがとうございます。路線の定期見直しというのを５年間に１回やっておりますので、次回の見直しでは、市民センターですので当然回っていくという形になると思いますが、現状は申し訳ありません。

○発言者

幼稚園と市民センターはすごく近くなのですが、幼稚園には停まるけど、ちょっとだけずらしてもらえればありがたいなって皆さんおっしゃっているんですが、５年待つんですね。市民センターを建てるときの説明会で、皆さんそれは何度もお話しているんですが、それがなかなか実現できないのがちょっと残念だなと思っています。

○都市計画部長

ご意見については、担当部署にお伝えさせていただきます。現状では、センターの移転にあわせて設置したセンター入口のバス停が最寄りとなりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

10 高齢者問題

④ 道路交通法の一部改正について

○発言者

今年の4月1日から道路交通法が改正され、自転車について、警察関係の方から、交通安全講習として、ご指導をいただいているところでございます。

やはり私も高齢になっておりますので、なかなかその辺のところが理解できなかったりするところがあります。また、小学校中学校の児童生徒さんたちも、その辺のところがなかなか理解できないというような状況をお聞きいたします。ですから、未成年者、高齢者などが理解しやすいような交通標識の設置ですとか、道路整備等について関係機関と協議していただきまして、地域の交通安全の推進を図っていただければと思っています。

これは川越市だけでどうこうという話じゃないと思いますので、関係機関と十分協議していただければと思いますので、よろしくお願いします。

○市民部長

お話のとおり今年の4月1日から、改正道路交通法が施行されたところでございます。自転車のところはかなりニュースにもなっていて、皆さんご存知かと思いますが、大きく三つの改正のポイントがございました。自動車等が自転車の右側を通過する場合の通行方法ですとか、自転車をはじめとする軽車両の交通反則通告制度、いわゆる青キップの導入、それから、普通免許等の受験資格が今まで18歳ということになっていたんですけれども、こちらの受験資格、仮免許ということなんですけれども、17歳6ヶ月で交付が可能となった、この辺りが改正の主なところでございます。

メインとなるのが本当に大きな話題になっておりますけれども、自転車が関与する事故が本当に多いということで、自転車のルール違反ですとかマナー違反が大変大きな社会問題となっていることから、実効性のあるルールにということで、改正となったというふうに聞いております。

この青切符制度につきましては、広報川越ですとかホームページ、それから自治会などを通じてご覧になったことがありますでしょうか。こういったチラシの配布等を行ってまいりました。今後につきましても街頭、広報などで周知や啓発を行ってまいりたいと考えております。

また、わかりやすい交通標識の設置ですとか道路整備等ということなんですけれども、自転車レーンの整備などのハード面につきましては、少しずつではございますが、整備を進めていくということを聞いているところでございます。それから地域の要望などがございましたときには、注意が必要な箇所については啓発の看板を設置するなどの対応を行っているところでございます。今

後につきましても、警察や交通安全関係の団体さんなどと連携して、交通ルールの遵守ですとか交通マナーの啓発など、交通安全対策に努めてまいりたいと考えております。

加えて、ここでちょっと詐欺が発生しているということがありまして、それが何かというと、反則した場合、自転車のルール自体は変わっていないんですけれども、反則金を取られるということで、警察でも何でもない方がいきなり自転車を止めて反則しましたよということで反則金をその場で請求されるってというような詐欺が起こったというふうに聞いております。万が一、反則した場合その場で警察が反則金を受け取ることはまず絶対にはないそうなので、そういったことがあったときにはお気をつけいただきたいと思います。

○発言者

この問題は、先ほどの交通手段の話とも関連していて、私もこの前、免許の更新に警察に行った際、最後に、高齢者の方はできるだけ返納してくださいと言われました。つまり高齢者の事故が多いから、免許を返納してもらった方がいいということを推奨されちゃったんです。そうすると返納した場合、高齢者としてどうするかと言えば、どこか行くときには自転車に乗るんですよね。そういう意味で、この交通ルールの変更もわかります。ただ、免許の返納の問題も含めて、そういうことを総括的に踏まえて考えていただきたいなというふうに思います。

行田市だと思うんですけど、返納した人には、市からタクシー券というものを交付されているんですね。そういうことを免許の返納とあわせてやっているところもあるようなんです。そういうことも含めて、ぜひこの問題を考えていただきたいということで要望しておきたいというふうに思います。意見です。よろしくお願いします。

○危機管理監

先ほどご質問いただきました個別避難計画の作成状況がわかりましたので、この場でちょっとご回答させていただきたいと思います。令和7年3月31日現在で612名でございます。

それから、耳で聞くハザードマップを先ほどご案内させていただきましたが、リーフレットをご用意しましたので、皆様方にお配りいたします。お持ち帰りいただき、ご覧いただければと思います。よろしくお願いします。

○市民部長

先ほどご紹介いただきました行田市のタクシー券の関係ですが、川越市でも、今年度から免許を返納された方につきましては、1万円の交通系ＩＣカー

ドへの入金補助をしておりますので、もし免許を返納された方がいらっしゃいましたら、防犯交通安全課の方にお越しいただければと存じます。今年度から始めておりますので、よろしくお願いいたします。

○市長

皆様、長時間にわたりお付き合いいただきまして誠にありがとうございました。本当に貴重なご意見をいただいたと思っております。様々な意見がございましたけれども、総括的に言いますと本当にこの今の世の中のひずみに対して一生懸命取り組んでいただき、やれることをやっていたというのをひしひしと感じ、非常に頭の下がる思いがした次第でございます。本当に日頃の活動に対して感謝をいたします。

とても難しい問題が多くて、特効薬はないというものではございますけれども、しかし、しっかり取り組んでいかないことには、私達の安全・安心が守れないというところも多かったと思います。できる部分をしっかり取り組んでいきたいと思いましたので、今日の皆様のご意見を参考にさせていただきます。本当にありがとうございました。

○発言者

最後に、先日の民児連の会議の中で問題としてあげられた件についてお話をさせていただきます。

4月に、一人暮らしの方が亡くなり、近所の方から民生委員である私に連絡が来たので、現場に行ったら鍵が開かない。そのため、その方の親族に電話して、警察に連絡するという話をしました。警察に連絡したところ、「家の鍵を開けてください、鍵を開けるため、鍵屋さんをお呼びください。」と言われました。鍵屋さんをお呼び際に、誰が費用を負担するのかということで、親族の許可が必要と言われました。鍵屋さんをお呼びには15,000円から20,000円がかかります。親族の了解がない場合は、民生委員が払うのか自治会が払うのか分かりませんが、警察は、「あなたの負担をお願いします。とにかくお呼びください」とのことでした。そんなことはできないので、警察には「鍵屋をお呼びなら警察でお呼びください。費用については親族に伝えるので大丈夫だと思います。」と伝え電話を切りました。今回の件は、親族が来た際に支払いについて了解を得たので、費用は親族が支払いました。ということで、こういった問題は、どこでも起こり得ると思うんですね。一人暮らしで連絡が取れず、鍵を開けなければ警察が家の中に入れない時、その費用の負担は誰がすべきなのか。

警察は各個人負担だと言っていますが、それでよいのかという問題です。この場でどうしようということではありませんが、市で意見を受け取ってもらい改善してほしいと思います。個人の負担になってしまうと、民生委員は連絡しなくなってしまいます。近所でうまくやってよという話になってしまう。そうならないよう、安心して警察に電話して、鍵屋さんと呼べるような体制にしていただければと思いますので、ご検討をよろしくお願いします。

○司会

ありがとうございました。今のお話につきましては、ちょっとこちらで確認をさせていただきたいと存じます。

それでは以上をもちまして、川越市民生委員児童委員協議会連合会とのタウンミーティングを閉会とさせていただきます。皆様最後までありがとうございました。